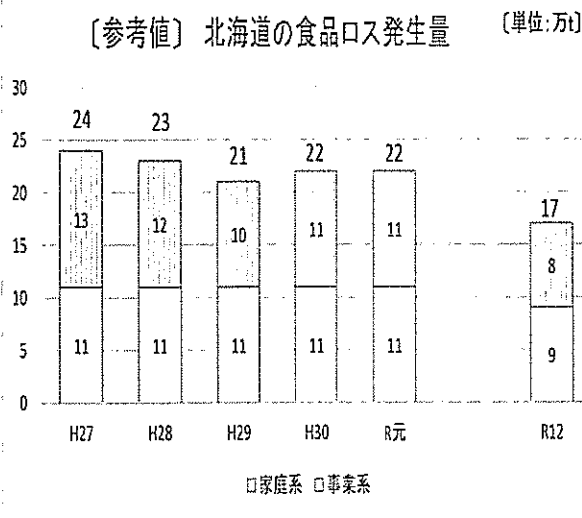
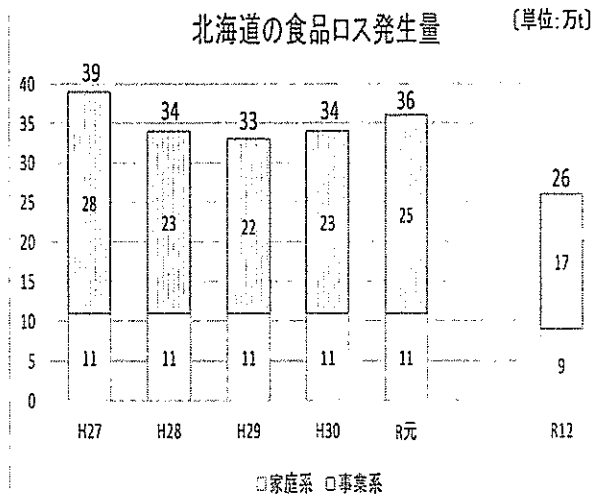
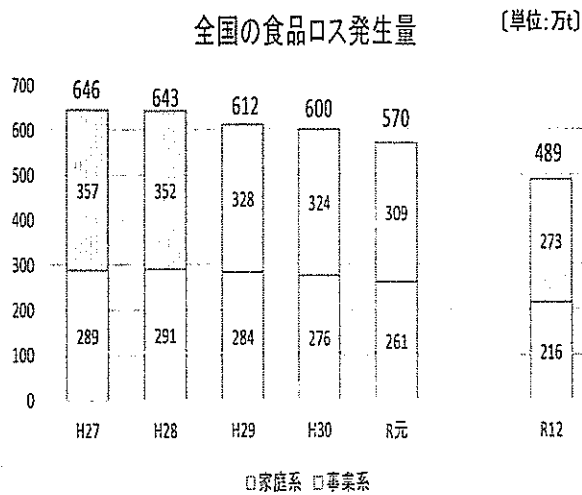




報道発表資料の配付日時 2月24日(木) 16時00分

発表項目 (行事名)	本道の食品ロス発生量の推計(令和元年度分)について																				
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者																			
		発表場所																			
概要	<p>○ 北海道では、昨年3月に「北海道食品ロス削減推進計画」を策定し、食品ロスの削減に向けた施策を推進しています。</p> <p>○ この度、国において令和元年度の食品ロス発生量の推計値(570万トン)が公表され、道においても同様の手法で、発生量を推計しましたのでお知らせします。</p> <p>○ なお、道内の食品製造業の食品廃棄物等発生量は、ビートパルプを主とするてん菜糖製造業の副産物が大きな割合を占めていることから、てん菜の生産量による影響が大きいため、今回から、てん菜糖製造業を除いた食品ロス発生量についても参考値として公表し、北海道の食品ロス削減の取組効果をよりの確に把握していくこととします。</p> <p>■ 北海道の食品ロス発生量の推計値(令和元年度分(2019年度))</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>事業系</td> <td>25万トン</td> <td>家庭系</td> <td>11万トン</td> <td>合計</td> <td>36万トン</td> </tr> <tr> <td colspan="6">〔参考値〕</td> </tr> <tr> <td>事業系</td> <td>11万トン</td> <td>家庭系</td> <td>11万トン</td> <td>合計</td> <td>22万トン</td> </tr> </table> <p>○ 道では、今後とも、消費者や食品関連事業者、関係機関・団体などと連携して、食品ロスの削減に取り組んでまいります。</p>			事業系	25万トン	家庭系	11万トン	合計	36万トン	〔参考値〕						事業系	11万トン	家庭系	11万トン	合計	22万トン
事業系	25万トン	家庭系	11万トン	合計	36万トン																
〔参考値〕																					
事業系	11万トン	家庭系	11万トン	合計	22万トン																
参考	添付資料：〔参考〕食品ロス発生量の推移																				
報道(取材)に当たってのお願い	食品ロスの現状を周知することにより、広く道民の皆様が食品ロス削減について関心を高めていただけますよう、積極的な情報提供をお願いいたします。																				
他のクラブとの関係	同時配付 同時レク	(場所)																			
担当 (連絡先)	農政部 食の安全推進局 食品政策課 (担当者：関本) TEL ダイヤルイン 011-204-5427 内線 27-666																				

【参考】
食品ロス発生量の推移



* R12は「北海道食品ロス削減推進計画」の目標年

【算出方法及び用語】

■ 事業系食品ロス発生量

- (1) 食品リサイクル法に基づき食品関連事業者を対象に農林水産省が行っている定期報告及び統計調査の結果により、道内の食品関連事業者の食品廃棄物等の年間発生量を推計
- (2) (1)に全国の定期報告者へのアンケート調査により得られた食品廃棄物等の可食部割合を乗じることによって食品ロスの発生量を推計

【参考値】 事業系食品ロス発生量

- (3) 食品リサイクル法に基づき食品関連事業者を対象に農林水産省が行っている定期報告及び統計調査の結果により、道内の食品関連事業者の食品廃棄物等の年間発生量をてん菜糖製造業除き推計
- (4) (3)に全国の定期報告者へのアンケート調査により得られた食品廃棄物等の可食部割合を乗じることによって食品ロスの発生量を推計

■ 家庭系食品ロス発生量

- (5) 環境省が毎年、市区町村を対象に行っている食品廃棄物等の調査結果から、食品廃棄物の発生量を把握・推計している市区町村の発生量を基に、道内の家庭から発生する食品廃棄物の年間発生量を推計
- (6) (5)に全国の家庭系の食品廃棄物に対する食品ロス量の割合を乗じて食品ロス量を推計

* 食品廃棄物等:

- ① 食品が食用に供された後に、又は食用に供されずに廃棄されたもの。
- ② 食品の製造、加工又は調理の過程において副次的に得られた物品のうち、食用に供することができないもの。
 なお、固形状のものに限定しないため、廃食用油や飲料等の液状物も対象です。
 また、「等」には、食品の製造工程等で発生する動植物性の残さ等で、飼料等の原料として有価で取引されるものも含まれる。再び食品として利用される物は含まない。〔「食品リサイクル法に基づく定期報告書に係る用語集」より〕

* てん菜糖製造業から発生している食品廃棄物等:

- 主に砂糖を製造する際に副産物として出てくる「ビートパルプ」であり、食用には供されない。
 ・ビートパルプ：てん菜の根部から糖分を抽出した残りであり、圧搾し水分を除去、乾燥させたもの（主に飼料として利用）。